

事例 4 株式会社ニトリ

1 企業概要

「株式会社ニトリ」（以下「会社」）は、家具・インテリア用品の企画・販売、新築住宅のコーディネート、海外輸入品・海外開発商品の販売等の事業を行い、販売する製品の90%が自社開発・自社輸入（PB）であり、製造から物流、販売までを包括した「製造物流小売業」として独自のビジネスモデルを作り上げている。

本社を札幌市、本部を東京都と大阪市に置いて事業を展開しており、店舗数は約500、国内8箇所に物流センターがあり、売上高は5,500億円、従業員数は約28,000人である。

2 労働災害の発生状況

労働災害の発生件数は、国内では316件（このうち不労災害187件、2016年度）である。

その内訳は、「商品落下・什器転倒」が最も多く75件（23.7%）、「転倒による負傷」47件（14.9%）、「商品移動時の腰痛」32件（10.1%）などが多くなっているほか、「カゴ車・台車事故」は21件（6.6%）となっている。（図表4-1参照）。

内容	件数	構成比
商品落下・什器転倒	75	23.7%
転倒による負傷	47	14.9%
商品移動時の腰痛	32	10.1%
刃物事故	30	9.5%
脚立・踏み台事故	27	8.5%
カゴ車・台車事故	21	6.6%
病気	3	0.9%
その他	81	25.6%
合計	316	100.0%

図表4-1 労働災害の発生状況（2016年度）

3 労働災害防止対策の基本方針

会社においては、2017年度は、「誰でもが健康で安心して働ける職場環境を実現するため、効果的に安全衛生活動を推進する」という基本方針を策定するとともに、「労働災害発生頻度の低減、健康診断事後措置の推進、労災事故全社10%削減」を目標として、「労災0（ゼロ）宣言」をスローガンに、労働災害防止対策に取り組んでいる。

4 安全衛生委員会通信

本部において、「安全衛生委員会通信」を毎月発行し、国内の全店舗と物流センターに配布することにより、日常的な安全衛生管理の徹底を図っている（図表4-2参照）。

(1) 掲載内容

「安全衛生委員会通信」は、毎月4ページ程度のものを発行しており、安全衛生委員会において話し合われた内容、労働災害の発生状況とこれを踏まえた再発防止に向けてのポイント等を毎月の定例的な内容として掲載するほか、トピックス的な記事も掲載している。例えば、2017年3月号では、トピックス的な記事として、①物流センターのハザードマップ、②店舗での脚立保管方法と使用時のルール例、③店舗での踏み台の保管方法、④スイング扉の開閉、⑤カゴ車の組み立て・運び方などをトピックス的に掲載している。

また、2017年度においては、転倒や腰痛の労働災害が減少しないことから、「安全衛生委員会通信」に事例を多く載せて、頻繁に転倒や腰痛の防止を呼び掛けている。

(2) 店舗における活用

各店舗においては、本部から配布された「安全衛生委員会通信」については、就業時間中に自由に見られる場所（例えば、店舗ではオペレーションルーム）に置かれている「朝礼ノート」ファイル（予算、営業実績、注意伝達事項等が記載されている）に入れたり、従業員が休憩する部屋の壁に貼り出したりすることにより、すべての従業員が、いつでも見ることができるようにしている。

～事故事例に学ぶ！～

同様の事故が発生しないように情報共有して下さい

脚立・踏み台・カッター事故が増えています！（カッターは3月度早くも4件）
道具を正しく使用する事で、事故を防止して下さい！！

事例①【踏み台からの転落事故】

(店舗) ●事故内容

・高さ80CMの踏み台から降りる際、踏み板の無い側から降りてしまい足を踏み外し床に転倒【右肘打撲・左即頭部打撲】

●具体的な不安全または有害な状態・体勢

・足元を確認せず降りてしまった
 ・踏み台の向きを横向きに置いたことで、誤って降りてしまった

●対策

・踏み台を置く際は、ゴンドラに向かって縦に置く。
 ・その上で足元を確認しながら降りることを従業員へ共有する



事例②【脚立踏み外し落下事故】

(店舗) ●事故内容

(DC) ・後方天板上から商品を降ろす際、商品を持った状態で脚立を降り下から3段目のステップから足を踏み外し、つま先から着地し右足首を捻挫

●具体的な不安全または有害な状態・体勢

・1名で作業していた為、商品を持ったまま脚立を降りてしまった

●対策

・脚立を使用して商品を格納したり、降ろす場合は、2名でおこなう。
 ・脚立上の方は梯子を上下せず、下の人へ商品の受け渡しをおこなう



事例③【カッターによる事故】

(店舗) ●事故内容

- ①ウレタンを切る作業中、刃を出したままポーチに格納しようとして膝へ落としてしまう
- ②修理作業中、木材を切っていて、勢い余り押さえていたほうの手を切ってしまう
- ③壁面の飛び出した文字のPOPを剥がす作業中、力が入り手袋の上から手を切ってしまう
- ④品出し中、結束バンドを切る際、誤って手の甲を切ってしまう

●具体的な不安全または有害な状態・体勢

- ①カッターを格納する際に、刃を格納するのを忘れてしまった
- ②③④カッターの刃の進行方向に、押さえる手を置いてしまった

●対策

共通：刃物を使用する作業は、**必ず手袋**を着用する

- ①カッター使用后、他の作業を行う際は、刃をしまう習慣をつける
 ケガを軽度にするためにも、刃を出しすぎない
- ②③④カッターの刃の進行方向に手を添えない事を従業員へ周知する
- ④結束バンドは、出来るだけはさみを使用し、力を入れずに切るようにする



基本、作業実施時には手袋を着用して下さい。刃物事故以外にも、手袋を着用すれば防げた事例としては

- ・店内で食器の割れ物の処理をしていた際、素手で破片を触ってしまいケガ・・・
- ・入荷処理時、荷物のピーバンを素手で持った為、手が出血してしまった・・・
- ・商品廃棄で、粉々にした後、商品に触ってしまい、指先が切れてしまった・・・ etc

必要な備品ですので、役職者(管理担当者)は、正しく管理された状態で、必要な人には必ず配布して下さい。

図表 4 - 2 安全衛生委員会通信 vol136 (2017年3月人事労務部作成)

5 カゴ車の改善

(1) 経緯

「カゴ車・台車」の労働災害については、2015年度においては、労働災害全体の約11.3%を占めるとともに、年間1件程度、骨折などの労働災害が発生していたことから、従来から、カゴ車の移動方法について指導を行ってきたところである（図表4-3参照）。

しかしながら、2016年度において、カゴ車が倒れた際に近くにいた別の従業員にカゴ車が激突し、死亡災害となる可能性もあった労働災害が発生したことから、カゴ車に対する本格的な労働災害防止対策を講じていくこととした。



空カゴ車の搬送は3台まで。短い辺の外側から押して移動する。

(注)「かご車」は、物流センターから店舗への輸送に使われることが多い物流機器。ボックスパレットの外側の3面が柵で囲まれ、1面が開口になっているパレットで、キャスターが付いた台車機能付きのもの。「ロールボックスパレット」とも呼ばれる。

図表4-3 カゴ車の移動方法のルール

(2) 労働災害の事例

カゴ車による労働災害は、物流センターと店舗ともに多発しており、カゴ車にトラックから荷下ろした荷物が入っている時や空の時にも発生している。

カゴ車による労働災害事例の主なものとしては、次のようなものがある。

- ① 入荷処理後、たたんだ空のカゴ車を運搬する時に、カゴ車の長い面を押してしまったことから、カゴ車が転倒し、そのまま押していた従業員も倒れて、膝を強打した（ひざの打撲、靭帯損傷）。
- ② たたんだカゴ車をエレベータに引っ張って移動させた時に、カゴ車を引っ張る力が強すぎたため、カゴ車を引っ張っていた従業員の方にカゴ車が倒れてきた（足指骨折）。
- ③ 2台のカゴ車をたたんで押して移動させた時に、2台のカゴ車のうち、移動させていた従業員から遠くの方のカゴ車が離れていったため、離れていかないように押さえたところ、手前の方のカゴ車が運んでいた従業員の方に倒れてきた（腕や足の打撲）。
- ④ たたんだ3台のカゴ車を移動する際、倒れかけたカゴ車を体で受け止めた（背中

と腰の打撲)。

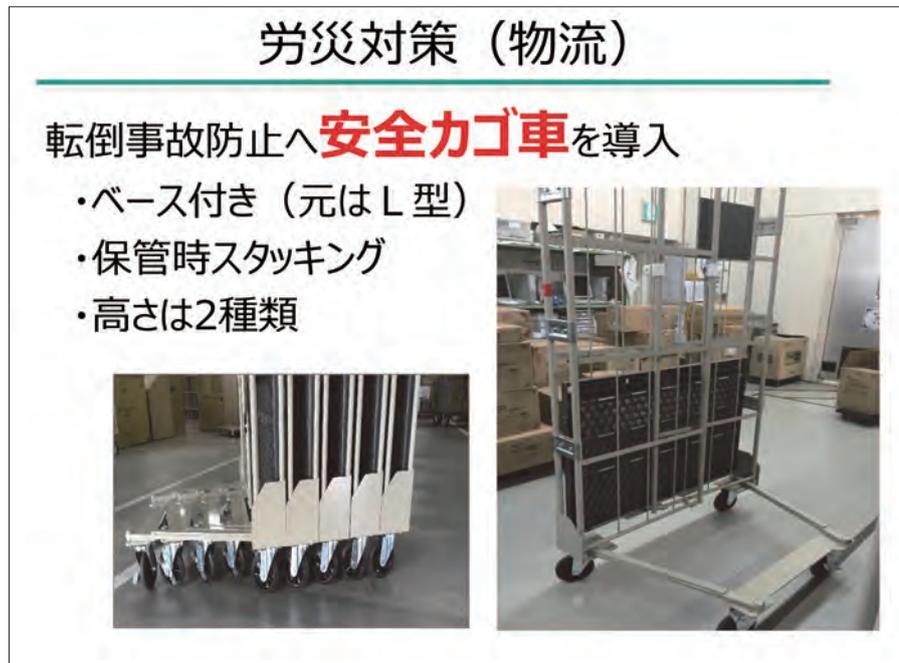
- ⑤ 折りたたんだカゴ車を所定の置位置に移動していたところ、カゴ車が転倒したため、足の指が車輪に挟まった（内出血）。
- ⑥ トラックからのカゴ車を使用しての荷受け時に、ドライバーと従業員の2名が、横並びで、カゴ車の短い辺を持ちながら、トラックからカゴ車に荷物を降ろしたところ、床面に傾斜があったため、カゴ車を店舗側に倒してしまい、足が下敷きになった。
- ⑦ たたんだカゴ車の保管場所の床を清掃しようとしてカゴ車を少し移動させたところ、一台のカゴ車の車輪に半ロックが掛っており、無理に動かしたため、カゴ車が転倒し、足が挟まった。

(3) カゴ車の改善

2017年に、カゴ車を移動させる時にも、倒れないようにするために、カゴ車の下部にベースを付けることにより、カゴ車を安定させる改良を行った（「安全カゴ車」の導入）（図表4-4参照）。

この「安全カゴ車」は、会社において、カゴ車メーカーと協力して独自に改良したものであり、店舗と物流センターにあるカゴ車22,400台を入れ替えて、使用方法についても、本社から、店舗や物流センターに対して、店長会議等で指導を行った。

このような取組みの結果、「カゴ車・台車」による労働災害は、2015年度の33件から、2016年度には21件になるなど大幅に減少している。



図表4-4 「安全カゴ車」の導入

6 新入社員の安全教育

パートやアルバイトとして採用した従業員全員を対象に、5日間の雇入れ時教育を実施しており、安全教育についても、この中で実施している。

会社においては、パート・アルバイトの従業員が多く、入社・退職が頻繁であることから、安全教育がおろそかにならないように、①動画の視聴、作業マニュアルの確認、ハザードマップの説明等を行うほか、②現場での安全教育（カゴ車を倒す、カゴ車を組み立てる、踏み台と脚立に登る、カッターの使用方法など）、ストアツアー（店舗見学・視察）・アテンド、教育担当者や熟練者と一緒に作業を行うOJTなど、教育方法を工夫して安全教育を行っている。

(1) 安全衛生教育用動画

会社においては、2010年に安全衛生教育用動画を作成している。これは、実際に起こった災害事例を基に、カゴ車の使用方法、脚立やカッターを使った作業、腰痛予防対策、倉庫でのフォークリフト等について、会社独自に作成したものであり、従業員であれば誰でもパソコン上で自由に見ることができるようにしている（図表4-5参照）。

この動画は、店舗用の動画は8分程度、物流センター用の動画は15分程度のものであり、物流センターの動画には、フォークリフトの使用法、倉庫内歩行やヘルメットの着帽の方法、安全靴の使用法などの内容も盛り込まれている。

また、この動画については、2010年に作成した後も、カゴ車によるものなど、多発したり、大きな怪我につながったりする労働災害の動画を盛り込むなど、労働災害の発生状況等を踏まえて、随時見直しを行っている。



図表4-5 物流センターの安全衛生教育用動画

(2) 現場での安全教育

① 物流センター

カゴ車の不安定さや危険性を体感するために、カゴ車の長い辺を押してカゴ車を実際に倒すなどの実物の道具を使っての安全教育を実施している。

また、毎日、必ず、KYT（危険予知トレーニング）を行うことにより、危険場所・危険作業の発見を通じて従業員の危険感受性を向上させている。

② 店舗

安全衛生教育用動画の確認後、現場で踏み台や脚立に乗り、危険性を認識させている。

また、カゴ車の運搬は、入社後すぐに行う可能性があるため、必ず初日に運搬の仕方を教えている。

さらに、ストアツアー時に、防災設備の位置を確認するとともに、過去に起こった災害事例やヒヤリハット事例について、その事例が実際に起こった場所で伝えている。

(3) 教育結果の確認

新規採用者の試用期間2ヶ月終了後に本採用する時にも、再度、この動画を視聴させている。この動画を視聴させた後に、教育内容の理解度を確認するためのチェックリストにチェックを入れてもらうことにより、新規採用者とその上司が共に理解度の相互確認をしている（図表4-6参照）。

新たにニトリグループのメンバーとして働く皆さんへ

人事労務部

ニトリグループでは、「労働災害0宣言」を行い、 快適で働きやすい職場作りを目指しています。

所属長へ・・・	①新規採用時にこの用紙を渡す。 ②動画がどのような構成を予め読んでもらう。 ③動画を見てもらう。(約13分間) ニトリ動画サイト→店舗向け動画→新人向け→10757 あらたにニトリのメンバーとして働くみなさんへ 201703改訂 ④見終わったら理解を深める為、思い返しながら右側の確認欄をチェックしてもらう。
---------	--

今から見ていただく動画は、ニトリの店舗で実際に起きた事故事例から注意していただきたいポイントをまとめたものです。
内容について理解できたかの確認の為、右のチェック項目にレ点を付けてみてください。

構成	確認チェック	チェック欄
◆ 脚立編		
① 脚立の正しい使い方・危険性を学ぶ	・脚立の天板の上には立たない	
② 踏み台の正しい使い方・危険性を学ぶ	・脚立の天板をまたがない・またいで作業をしない ・脚立から降りる時は、脚立を背にして降りない ・脚立に乗ったまま、動かさない ・踏み台の上で、大きく動かない	
◆ カッター		
① カッターを使っでの作業の事故例	・カッターという道具がどんなものか分かる。	
② カッターを使う時の注意点	・刃は1メモリ分だけ出して使用する。 ・刃を出しっぱなしで収納、放置しない。 ・P Pバンドは上から下方向に切る。	
◆ カゴ車		
① 正しい運搬方法を学ぶ	・カゴ車の正しい組み立て方・たたみ方が分かる	
② 危険性を十分に理解する	・空カゴ車を運搬する時は、短い面を押し引きする	
③ カゴ車搬入のルールを学ぶ	・空カゴ車を複数台運搬する時は、3台まで ・積載カゴ車を運搬する際は、前方を注意する ・カゴ車を停止する時は、キャスターロックを行う ・安全バーやエコバンドで、商品の落下防止をする ・カゴ車搬入の荷受は、必ず2名で行う ・従業員は、必ず後ろ(トラック側)で支える	
◆ 腰痛		
① 荷物の持ち方について	・荷物は体に近づけて持ち上げる ・重いものは無理して持たないで、台車を使う	
◆ レジ・カウンター廻り編		
① レジ・カウンター廻りでの注意点	・レジ・カウンター廻りでの注意点が分かる	
◆ 重要ルール説明		
① 社内情報の扱い	・業務で知りえた会社・個人情報第三者へ漏らさない	
② ニトリメンバーズカードの扱い	・業務内容のSNS投稿禁止 ・ポイントは、お金と同じ扱い。不正取得は厳格な対応	

※事故やケガが無いよう、細心の注意をはらって業務を行ってください！！

図表4-6 新入採用者の教育内容の理解度チェックリスト

7 物流センターにおける取組み

(1) 「安全創造会議」

国内8ヶ所の物流センターと本部が合同で、毎週金曜日に1時間程度、「安全創造会議」をテレビ会議形式により開催している。この「安全創造会議」は、2015年から開催しており、各物流センターの安全衛生専門チームから担当者1名と本社から4～5名程度が参加して、合計12～13名程度が参加して開催している。

この「安全創造会議」においては、各物流センターから、ヒヤリハット事例、労働災害防止の取組事例などを報告して、本部と各物流センター間で情報共有することにより、労働災害防止対策に活用している。

(2) 熱中症予防対策

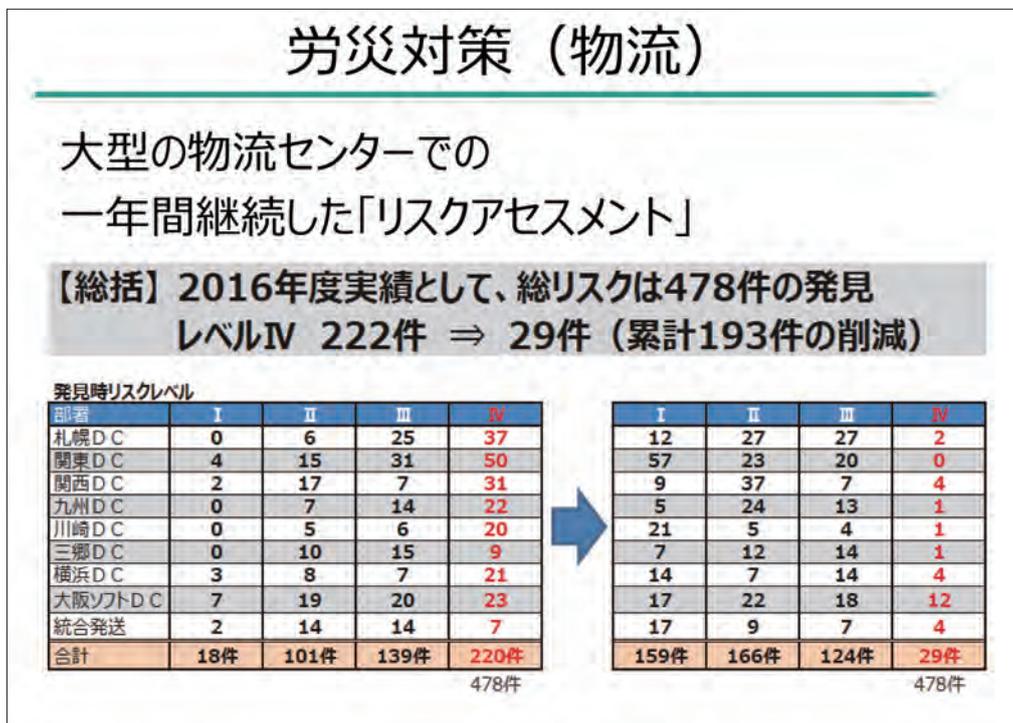
物流センターの建物は、自社物件と賃貸物件とが混在しており、建物全体の冷房設備を自社で導入することは困難な状況にあったことから、熱中症予防対策として、ビニールハウス・大規模作業場で熱中症予防対策として活用されている大風量の大型スポットエアコンを物流センターに2年間で126台導入した。

従来は、据え置き型送風機を使用していたが、電源コードが床面で邪魔になることなどから、今回の大型スポットエアコンは、天井に設置できる機種のものを選定している。この大型スポットエアコンの設置の割り当ては、面積（平方メートル）ごとではなく、作業強度・従業員の配置密度・派遣労働者の構成比などから熱中症リスクの高い場所に設置することにより、作業場内全体に風が流れ、熱中症予防対策として効果が上がるようにしている。

また、WBGT値（暑さ指数）にかかわらず、常時1時間おきの水分補給の管内アナウンスを行うとともに、WBGT値が28℃を超えた時にも水分補給のアナウンスを行っている。

8 リスクアセスメント

- (1) 50人以上の店舗においては、6ヶ月又は1年に1回程度、リスクアセスメントを実施しており、その実施結果を本部が回収した上で、本部において、実施状況を確認しつつ、必要な指導を行っている。
- (2) 50人未満の店舗においては、各店舗の判断でリスクアセスメントを実施できるように、本部から、各店舗に対して、その実施手法の紹介を行っている。
- (3) 物流センターにおいては、年間を通してリスクアセスメントを実施しており、2016年度（総リスク478件）においては、リスクレベルⅣ（重大な問題があり、優先的に改善する必要がある事項）を222件から29件にまで削減（193件削減）している（図表4-7参照）。



図表4-7 大型物流センターでのリスクアセスメント

9 KY（危険予知）活動

KY（危険予知）活動は、50人以上の店舗や物流センターにおいては、年2回実施しているほか、朝礼や夕礼時に、KY（危険予知）活動の冊子を活用して実施しているところもある。

このKY（危険予知）活動では、社内の実際の危険な場所を写真に撮って、これを教材として、危険の発見とその対策を検討するやり方で実施しており、現場での安全衛生活動を実施するに当たって、効果が上がるように工夫して行っている（図表4-8参照）。

【ホームロジスティクス事例】



（現状把握）

- ① 踏み台から落下する。
- ② 踏み台が後方にすべりバランスを崩す。
- ③ 商品を落下させ破損させる。
- ④ 中量ラックが将棋倒しになる。
- ⑤ ヘルメットを被っていない。

（目標設定）

- ① ピッキング対象商品の格納位置に合わせて、踏み台を設置し商品と正対して作業する。
- ③ 3段目の商品は重量が軽い商品を在庫するようロケーションを再設計する。

【店舗事例①】



（現状把握）

- ① 何も展示されていない、角バーに接触したら思わぬ怪我の危険がある。
- ② 子供の目線に角バーが設置され、失明など大きな怪我の危険がある。十手フックがあればさらに危険。

（目標設定）

- ① 使用しない什器は撤去する事を従業員へ周知、徹底する。
- ② 裏エンドのバックネットには展示品処分含めて売場として活用を控える。

【店舗事例②】



（現状把握）

- ① コードに足が引っかかり、転倒による労災事故が考えられる。
- ② コードに引っかかることで家電や機器が落下事故、下敷きになるような労災事故が考えられる。
- ③ コードの断線や圧迫により、火災の原因や不測の事故発生が考えられる。
- ④ 売場での配線不備はお子様引っ張ったり、ぶらさがったりすることでの怪我・火傷の恐れ。
- ⑤ 配線処理が 出来たり・出来なかったり という状況が、安全配慮に欠ける職場環境につながる恐れ。

（目標設定）

- ③ 不備は正や新規に発生する配線処理の為に、モール・コードリールなどの備品を一定量ストックする。
- ④ 安全配慮がされているかのチェック作業を専任制で行うことで、発生から是正までのサイクル短縮を図る。

図表4-8 実際の危険な場所の写真を使つてのKY活動

10 今後の課題

これまでのような本部主導での安全衛生の取組みに加えて、今後は、各店舗や各物流センターで独自に安全衛生面の課題を把握した上で、年間の取組テーマを決定し、毎月の安全衛生委員会で審議し対策を立てて活動を進めるなどの、各店舗や各物流センターにおけるボトムアップ型の自主的な安全衛生管理活動を推進していくことが、現在、課題となっている。

このようなボトムアップ型の自主的な安全衛生管理活動を推進していくことができれば、本部においては、各店舗や各物流センターの労働災害の発生状況を分析して、再発防止対策を提案していくなど、情報やノウハウの共有化の面での役割を果たすことなどにより、全社的な労働災害の発生リスクの低減に努めていきたいとのことである。